4　この章に規定する「知的財産」とは、次の全ての種類の知的財産をいう。
(a)　第百七十四条から第百八十条までの規定の対象となるもの
(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百六十八条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条及び次条の規定の適用上、
(a)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。
(b)　「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第百六十九条　最恵国待遇

知的財産の保護に関し、一方の締約国が第三国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、他方の締約国の国民に対して即時かつ無条件に与えられる。

第百七十条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努める。

2　各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づく特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づく商品及びサービスの分類を使用する。

第百七十一条　知的財産権の取得及び維持

1　各締約国は、知的財産権の取得について権利が付与され、又は登録される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、付与又は登録のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の付与又は登録のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2　各締約国は、次のことを含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。
(a)　出願人に対し、文書により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。
(b)　出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会
(c)　出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会
(d)　利害関係者が次のことを行う機会
(i)　出願又は登録に対して異議を申し立てること（自国の法令に規定する場合に限る。）。
(ii)　登録の取消し又は無効を求めること。

第百七十二条　透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、知的財産権の出願又は登録に関する情報（自国の法令において公開し、又は公に利用可能なものとする情報に限る。）及び自国の知的財産制度に関する他の関連する情報を公開し、又は公に利用可能なものとするために適切な措置をとる。

第百七十三条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百七十四条　特許

各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もっとも、この条の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

第百七十五条　意匠

各締約国は、意匠についての十分かつ効果的な保護を確保する。各締約国は、また、意匠登録出願人の要請があった場合には、権限のある当局が、出願のあった意匠が意匠登録を受けることができるか否かについて、物品の全体の意匠ではなく物品の部分の意匠に基づいて判断することができることを確保する。

第百七十六条　商標

1　各締約国は、商品又はサービスの商標の権利者に対して十分かつ効果的な保護を与える。標識又はその組合せであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標とすることができるものとする。その標識（特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せ）は、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2　各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従い、広く認識されている標章を保護する。

第百七十七条　地理的表示

1　この条の規定の適用上、「地理的表示」とは、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定するものと同一の意味を有するものとする。もっとも、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、地理的表示の保護又は原産地名称の保護に関する自国の法令であって、貿易関連知的所有権協定に適合するものの改正を求めるものではない。

2　各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、かつ、自国の法令に規定する方法により、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

3　附属書十の1に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、日本国を原産地とする商品であって、日本国において、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものであり、当該各表示は、日本国の法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示として保護されている。ペルーは、附属書十の1に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及びペルーの法令に従い、ペルーにおいて地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

4　附属書十の2に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、ペルーを原産地とする商品であって、ペルーにおいて、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものであり、当該各表示は、ペルーの法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示として保護されている。日本国は、附属書十の2に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及び日本国の法令に従い、日本国において地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

5　両締約国は、協議の結果相互に同意する場合には、この条の規定に従って保護される両締約国の地理的表示に関する附属書十を修正することができる。その修正は、外交上の公文の交換により確認される。